

カーボン・クレジット 大づかみ

第4回 J-クレジットの活用方法

公害・環境特別委員会 気候変動・エネルギー部会 半田 虎生 (73期)

1 J-クレジットとカーボン・オフセット

(1) カーボン・オフセットの意義

第2回、第3回はJ-クレジット制度について、その制度を概観した。本稿では、その活用方法のうち、カーボン・オフセットについて取り上げる。

カーボン・オフセットとは、温室効果ガス（以下「GHG」という）の排出について、排出者がその排出量を認識し、排出量削減に努めることを前提に、どうしても排出されるGHGについて、排出量に見合ったGHGの削減活動に投資すること等により、排出されるGHGを埋め合わせるという考え方である*1。

J-クレジットについても、これを調達し、償却することにより（その方法は第3回を参照されたい）、カーボン・オフセットが可能となる。

(2) カーボン・オフセットの実例—CO2排出量ゼロの野球試合！

例えば、(株)オカムラ、阪神電気鉄道(株)及び(株)阪神タイガースは、2023年7月に阪神甲子園球場で共同主催した野球試合6試合をカーボン・オフセット試合として位置づけ、阪神電気鉄道(株)の創出したクレジットの活用により、CO2排出量実質ゼロの試合を実現した*2。このように、事業者は、製品やサービス提供とカーボン・オフセットを組み合わせることで、その事業に様々な付加価値を創出することができる。

以下、企業が、J-クレジットによるカーボン・オフセットに取り組むインセンティブについて検討する。

2 各種環境情報の報告におけるクレジットの活用

(1) 自主的な取組みとして

パリ協定の採択・発効、金融市場における動向、

エシカル消費（人・社会・地域・環境に配慮した消費行動）の高まりなどからも分かるように、企業においてGHGの排出量を削減し、気候変動対策に取り組むことは企業のPR活動につながる。

各企業が自主的に設定したGHG排出量の削減目標の達成のためにJ-クレジットを活用し、企業のCSR報告等に用いることは、企業側にとってもメリットとなる。

(2) 法令に基づく報告における活用*3

一定規模のGHGを排出する事業者は、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づき、GHGの排出量の算定報告が義務付けられている。事業者は、J-クレジットを無効化させることにより、GHGの排出量や排出係数（活動量当たりのCO2排出量のこと）の調整を行うことができる。

また、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）においては、一定事業者について省エネ取組及び非化石転換に関する計画やエネルギー使用状況の提出が求められる。排出量削減とは視点が異なるが、J-クレジットのうち省エネルギープロジェクトによるものは共同省エネルギー事業の報告に利用できるほか、2024年度報告からは、非化石エネルギーの利用に関する報告にJ-クレジットを活用できるようになった。

なお、温対法や省エネ法に基づき報告されたGHG排出量等の情報は、従前は開示請求によらなければ取得できなかったが、気候関連情報開示のニーズの高まりを受け、法改正により、デジタル化・オープンデータ化が推進されている。

(3) 電力証書としての活用

カーボン・オフセットと類似した別の仕組みとして電力証書がある。電力証書とは、発電方法による環境面の付加価値（再生可能エネルギーであれば発電時

* 1：環境省「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）第3版」（<https://www.env.go.jp/content/000130729.pdf>）

* 2：https://hanshintigers.jp/news/topics/info_8758.html

* 3：<https://japancredit.go.jp/case/law/>

のGHGの排出量がゼロである点)を、電気そのものの価値と切り離して取引する仕組みである*4。

J-クレジットのうち、再エネ電力や再エネ熱由来のJ-クレジットについては、これを調達することにより、投資家向けに企業の環境情報の提供を行うCDPや、企業がパリ協定の求める水準と整合したGHGの排出量削減を目指すSBT (Science Based Targets) といった国際的イニシアチブにおいて再エネ調達量の報告に活用できる(消費した非再生可能エネルギー由来の電力と同量の証書を調達することで再生可能エネルギーの電力を調達し消費している状態となる)。

これに対して、企業が事業運営に利用する電気について、全て再生可能エネルギー由来の電力で調達することを宣言するイニシアチブであるRE100については、再エネ電力由来のJ-クレジットのみを再エネ調達量として報告することができるものとされている。

3 非財務情報・気候関連情報開示のニーズの高まり

(1) 非財務情報の意義

そもそも、カーボン・オフセットは、事業者が排出削減に取り組んでもなお排出されるGHGについての「埋め合わせ」であるが、排出削減の努力を超えてカーボン・オフセットに取り組む背景として非財務情報等の開示が挙げられる。

非財務情報とは、企業が投資家等に開示する情報のうち、財務諸表等で開示される情報以外の情報をいう。具体的には、企業が行うESGやCSR、サステナビリティに関する取り組みなどが非財務情報の例である。リーマンショックによる経済不安、気候危機の加速等を踏まえ、企業が長期的に存続できるかという観点からの企業評価の必要性が認識されるようになる中で、企業がいかに人権問題、環境問題、生物多様性等の課題に向き合っているかが重視されるようになり、非財務情報の開示のニーズが高まった。

(2) 気候関連情報開示の動向

特に気候危機の影響を危惧した金融市場において、2015年に「気候関連財務情報開示タスクフォース」(TCFD)が設置され、2017年6月には気候関連リスクとの関連で組織のガバナンス、事業・戦略への影響、リスク管理、リスク管理等に際する指標・目標を開示推奨項目として提言した。

2023年10月時点で、世界全体で金融機関をはじめとして4,872の、日本では1,470の企業・機関がTCFDに対して賛同を示している*5。

そして、下表のとおり、先進国においてTCFD開示の制度化が加速化したほか、2021年6月には東京証券取引所と金融庁が策定したコーポレートガバナンス・コード(会社が、株主をはじめとして、顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえ、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みの実現に資する主要原則をとりまとめたもの)が改訂され、気候変動開示の質と量の充実が進められた。

4 次回以降の予定

J-クレジットをはじめとして、近年重要性を増す気候関連情報開示において活用されるカーボン・クレジットについて、その法的性質や活用上の法的課題について検討する。

表 先進国等においてTCFD開示の制度化が加速*6

 EU	TCFD提言に準拠し、指令を改訂
<ul style="list-style-type: none">・非財務情報開示指令(NFRD)に関するガイドライン改訂に向けた改訂案を公表(2019年3月)。・2019年6月20日にガイドラインの改訂案と補足資料を発表。TCFD提言に準拠(2019年6月)。・NFRDの適用対象を拡大する、企業サステナビリティ開示指令(CSRD)に係る提案を公表。(2021年4月)。	
 イギリス	TCFD提言に基づく開示を義務化
<ul style="list-style-type: none">・低炭素社会移行に向けてGreen Finance Taskforceを設置(2019年7月)。・ロンドン証券取引所のプレミアム市場上場会社へのTCFD提言に基づく開示を義務化(2021年1月)。・非上場企業(売上5億ポンド超、従業員500名超)に対してもTCFD提言に基づく開示を義務化(2022年4月)。	
 カナダ	TCFD提言を含むサステナブル・ファイナンス関連の提言等を取りまとめ
<ul style="list-style-type: none">・環境・気候変動省及び財務省により専門家パネルを設置(2017年8月)。・サステナブル・ファイナンスに関する制度化等の論点・提言を記した最終報告書を公表(2019年6月)。・銀行等の金融機関やCSA(Canada Standard Authority)が主導となりカナダ独自のタクソノミーを検討中(2019年10月)。	
 フランス	TCFD開示に向けた、非財務情報全体の標準化・フレーム開発に着手
<ul style="list-style-type: none">・経済財務大臣が、会計基準局に対しTCFD提言に沿った開示を行うためのextra-financial informationの開示フレームの開発を諮問・金融機関や企業、専門家等で構成される「気候変動及びサステナブルファイナンス」諮問委員会を設置する制度を導入(2019年7月)。・エネルギー移行法第173条において、TCFD提言に連動させることを検討中(2020年)。	
 中国	ガイドラインへのTCFD提言盛り込みを模索
<ul style="list-style-type: none">・中国環境報告ガイドラインへのTCFD提言枠組み盛り込みを模索、2020年に全上場企業に義務化する意向も示す(2018年1月)・ガバナンス開示のガイドラインに対して、ESGを組み込み済み(2018年9月)・英政府と共同でパイロットプロジェクトを発足し、2年目の進捗レポートを発行(2020年5月)	
 アメリカ	証券取引委員会(SEC)が開示を求める規則案を公表
<ul style="list-style-type: none">・パリ協定の離脱を正式に国連に通告(2019年10月)。・証券取引委員会(SEC)がアメリカ独自のESG開示フレームの検討を推奨するレポートを発行(2020年5月)。・SECが上場企業に対して年次報告書等において気候関連情報の開示を求める規則案を公表(2022年3月)。	

* 4 : 自然エネルギー財団「電力証書が自然エネルギーを増やす 日本と海外で隔たる制度」(2022年4月)

https://www.renewable-ei.org/pdfdownload/activities/REI_RE-Certificates.pdf

* 5 : https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/tcfd_supporters.html

* 6 : 国土交通省気候関連情報開示における物理的リスク評価に関する懇談会第1回配布資料2「TCFD提言と気候関連情報開示」(https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tcfd/dai01kai/dai01kai_siryu2_new.pdf)より抜粋